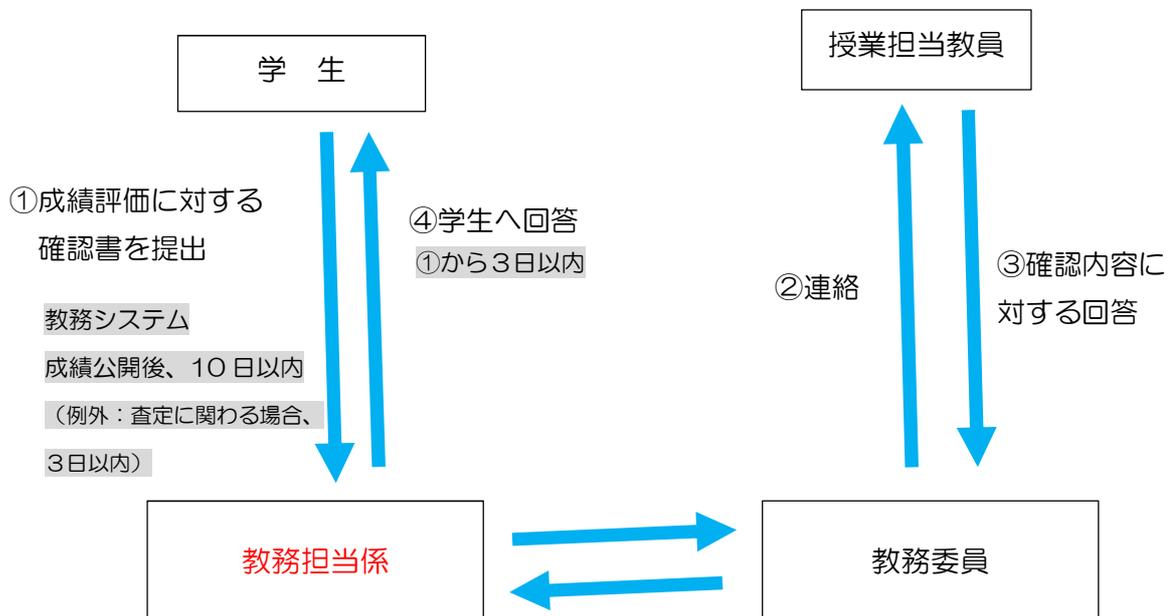


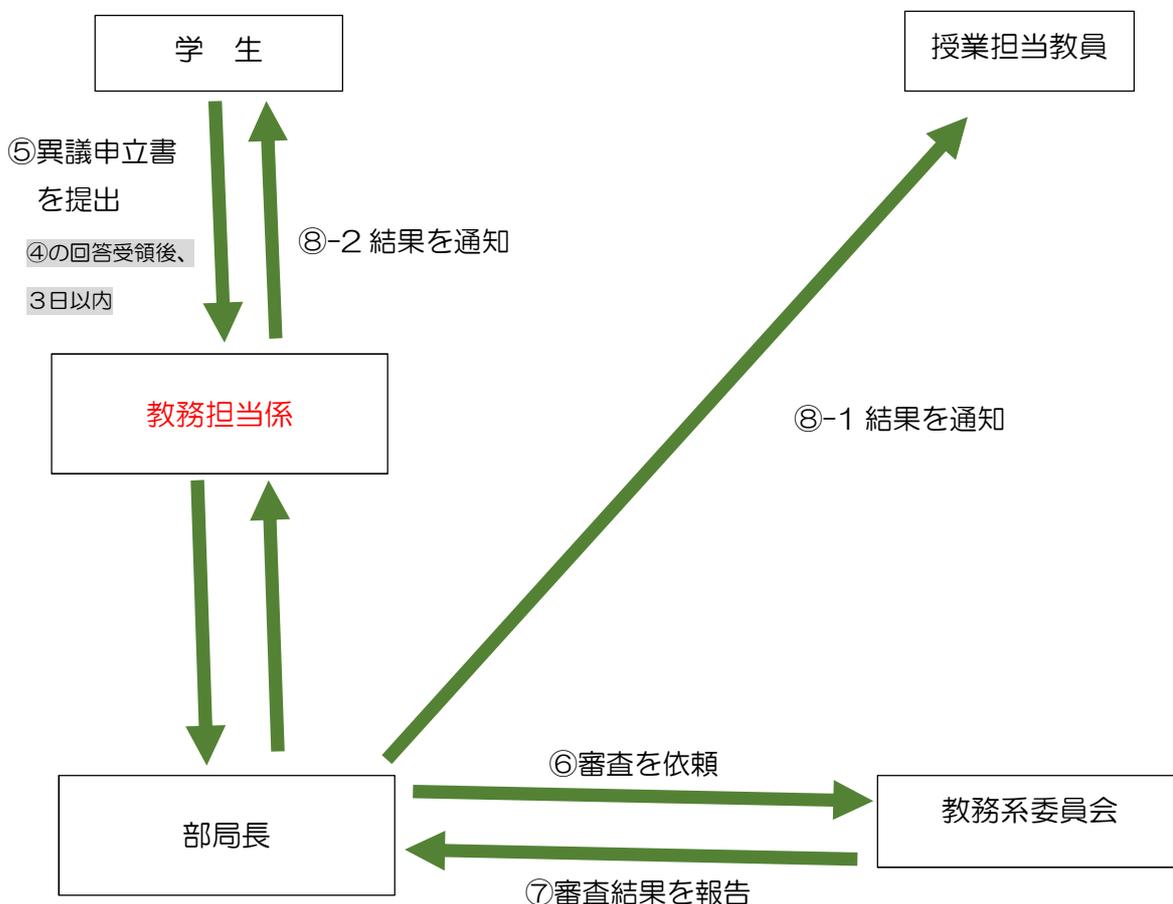
大学院工学府開講科目の成績について、確認したい事項がある場合、大学院係窓口に来てください。

## 成績評価に対する確認及び異議申立てスキーム

### 第一段階：確認



### 第二段階：(確認で解決しない場合) 異議申立て



## ○九州工業大学における成績評価に対する確認及び異議申立てに関する要項

令和 2年11月10日  
教育高度化本部長裁定

改正 令和 3年11月10日  
令和 4年 7月27日

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学に在籍する学生（以下「学生」という。）からの成績評価に対する確認及び異議申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(成績評価に対する確認)

第2条 学生は、成績評価に対して確認すべき事項がある場合は、担当事務（学生が所属する学部あるいは大学院の教務担当係をいう。以下同じ。）を通じて、学生が所属する学科又は専攻等における、教育に関する事項を審議する委員会等（以下「教務委員会等」という。）の委員（以下「教務委員」という。）に別に定める「成績評価に対する確認書」（以下「確認書」という。）を提出し、確認できるものとする。

(確認依頼受付期間)

第3条 前条による確認依頼の受付期間は、成績公開日から原則として10日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期に進級、卒業又は修了の査定対象者であり、確認を行おうとする成績が進級、卒業又は修了の査定に関わる場合の受付期間は、成績公開日から原則として3日以内とする。

(確認に伴う措置)

第4条 第2条による確認依頼を受けた教務委員は、該当の授業担当教員に回答の作成を依頼し、授業担当教員からの回答を確認した上で、担当事務を通じて確認書を受理した日から、原則として10日以内に、学生に対して確認結果を回答するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合の確認依頼にあつては、原則として3日以内に確認結果を回答するものとする。

2 前項の規定によらず、教務委員が該当の授業担当である場合等、教務委員が回答の確認を行うことが相応しくない場合にあつては、学科長・専攻長等が指名する者が回答の確認を行う。

3 第1項の回答にあつては、授業担当教員は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を採ることができる。この場合において、授業担当教員は、当該措置の内容及びその理由を記録しなければならない。

4 教務委員もしくは第2項に基づき学科長・専攻長等から指名された者が、成績評価に

対する確認及び授業担当教員からの回答の内容を確認した結果、教務委員会等で審査すべきと判断した場合は、第5条に基づく異議申立てがあったものと同様に取り扱う。

(異議申立て)

第5条 第2条により成績評価に対する確認を行った学生は、回答内容に対して不服がある場合は、別に定める「成績評価に対する異議申立書」(以下「異議申立書」という。)を、担当事務を通じて、所属する学部又は大学院の長(以下「部局長」という。)に提出することにより、異議申立てができるものとする。

(異議申立て受付期間)

第6条 前条による異議申立ての受付期間は、当該学生が第2条による回答を受理した日から原則として3日以内とする。

(受付期間及び回答期間における休業日の取り扱い)

第7条 第3条第1項及び第2項、第4条第1項並びに第6条に規定する受付期間及び回答期間は、土曜日、日曜日、祝日及び職員の一斉休業日を除くものとする。

(審査)

第8条 部局長は、第5条による異議申立書を受理した場合は、教務委員会等において当該異議申立ての審査を行わせるものとする。

2 教養教育院、他学部及び他大学院が開講する成績評価に対する異議申立ての審査を行う場合、教務委員会等は、関係する組織の協力を得て、審査を行う。

3 教務委員が該当の授業担当である場合にあっては、当該の教務委員は審査に参加しないこととする。

(審査結果の報告及び対応)

第9条 委員会は、前条に係る審査を行い、その結果を、速やかに書面で部局長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた部局長は、担当事務を通じて、当該学生及び当該授業担当教員に当該結果を文書により通知する。この場合において、異議申立てを容認する結果であった場合は、授業担当教員に成績について変更する措置を行わせるものとする。

3 前項の通知は、当該学生又は当該授業担当教員が希望した場合は、電子メールにて通知することができるものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年11月10日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和4年7月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 教育企画室長裁定を改め、教育高度化本部長裁定とする。